



# 信託の活用・家族信託 ツッコミ質問

円滑な遺産分割



## 家族信託について説明してください

家族信託とは、将来、認知症などで判断能力が低下し、自分で自分の財産管理ができなくなってしまう時に備えて、財産の所有権のうち、管理する権利だけを信頼できる家族に移すことです。

受益権は、そのまま所有者に残しておけるので、例えば、親所有の賃貸アパートの家賃や、売却代金を老人ホームの費用に充て、その管理は子供に任せるということが可能です。





## 成年後見制度について説明してください

成年後見制度とは、認知症などにより、判断能力が低下してしまった人に代わって、その人の財産管理や、法律行為を行うことができる制度です。



## 成年後見制度について説明してください

後見制度には二種類あり、本人が元気なうちに、将来、認知症になった時のために、後見人を選んでおくことのできる、任意後見制度と、既に判断能力が低下してしまっただ後に、後見人を家庭裁判所が選ぶ、法定後見制度があり、本人の能力に応じて、補助、補佐、後見の三段階に分類されます。